

会津大学図書委員会規程

(平成18年4月1日規程第33号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（平成18年規程第10号。以下「運営組織規程」という。）第31条の規定に基づき、会津大学図書委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 附属図書館の管理及び運営に関する事項
- (2) 附属図書館にかかわる規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 図書館資料の収集、購入計画及びその選定に関する事項
- (4) 教育及び研究活動の支援に関する事項
- (5) その他附属図書館全般に関する事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 事務局から選出された1名の者
- (3) コンピュータ理工学部の学科から選出された3名の者
- (4) コンピュータ理工学研究科から選出された2名の者
- (5) 先端情報科学研究センター、復興創生支援センター及び宇宙情報科学研究センターを除く、運営組織規程第2条第1項に定める各センターごとに選出された各1名の者

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故があるときは、互選による委員がその職務を代行する。

(議決)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、情報センター事務長が総括する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。